

近年、政府は6次産業化の旗を振り、2020年に農産物輸出額1兆円の実現を掲げるなど地方創世との関係で農業への関心が高まっている。また、本年4月の農地法改正を受けて農業法人に出資する銀行が現れるなど、民間資本の農業進出の話題にも事欠かない。

このような中で、昨年4月に「都市農業振興基本法」という地味な法律が成立したことを知る人は少ないだろう。人口減少や財政のトレンドを見れば都市のコンパクト化はもはや避けられ

「都市農業振興基本法」による支援策

の意味で、都市農業振興支援を正面に位置づけたこの法律の成立は時宜を得たものと言える。

区域区分制度を創設した1968年都市計画法は、市街化区域内農地を高度経済成長に伴う市街化の急拡大の中で消えゆくべき「宅地化すべき農地」と位置づけ、翌年成立した農業振興地域の整備に関する法律もこれを追認し、都市農地を農業振興施策の対象から除外した。ところが運用がうまくいかず、市街化を調整すると位置づけられた地域でさまざまな理由をつけて開発が正当化される一方で、今でも市街化区域総面積の5%は農地として残っているというように、都市と農村の境界が判然としな

都市農業の振興がこれまで全く取り沙汰されてこなかったわけではない。1991年の生産緑地法改正により都市内農地に緑地空間など行政上の一定の役割が認められ、直売所などに対する都市住民のニーズもあることがわかってきたからである。しかし、既存の振興方策はプロダクト・アウトの域を出てこなかったといつて過言ではない。都市農業振興と言えればお題目のように消費者との近接性が強調されてきた。しかし現在の都市農業資源の賦存状況は、マスとしての市場を前提とした物流やマーチャンダイジングを担い得る状態にはない。

闇雲に担い手の育成や生産施設整備を進めても、サシコストを築くだけに陥る危険性大である。孤立分散の生産者の生産力の現状に見合った明確な売り先をデザインすることがまず必要である。人口の集積は、それだけ多様なニッチ市場の創出基盤も存在することの意味する。素材への強いこだわりを持った料理人の一定数の存在や、買い物難民が集住するかつての新興住宅街など、都市的地域にしか存在し得ないニッチ市場は多いと思われる。

ニッチ市場をうかがう

都市的農業

い、悪評高い日本独特の都市近郊景観が形成されてしまったのである。

過剰な小規模開発から戦略的に撤退し、人口トレンドと都市インフラ維持可能性に見合った上質な居住空間を再構築するには、付加価値生産性の高い、都市と共存しうる都市的農業の振興が絶対に欠かせない。農業就業者の高齢化や減少トレンドを考慮すれば、力強い都市農業の再生に残された時間はもはや多くはない。

この法律が議員立法であったことから、その裏の政治的意図を穿鑿(せんさく)する人もいないではないが、そのような雑音を抜きに、この法律をこれからの都市近郊景観再整備の重要な足がかりとしたい。

ず、高齢化が急速に進む都市近郊も含めた都市空間の再整備は21世紀日本の重大な社会問題であることは明らかであり、空き家の増加はその予兆に過ぎない。そ



名古屋市立大学大学院
経済学研究科特任教授

向井 清史

むかい きよし 地域計画論
名古屋大学大学院農学研究科修士
課程修了。1949年生まれ。

